

防府市テレワーク移住支援金交付要綱

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち創生テレワーク移住支援事業に基づき、本市への移住及び定住の促進に資するため、予算の範囲内で交付する防府市テレワーク移住支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号および第2号の要件を満たす者とする。ただし、「防府市移住支援金要綱」に基づく移住支援事業の対象となる者は除く。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県に在住していたこと。
- (b) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県に在住していたこと。
- (c) 東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県の大学等へ通学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 令和5年4月1日以降に本市に転入したこと。
- (b) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (c) 本市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (b) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (c) 防府市税を滞納していないこと。
- (d) その他市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（支援金の額等）

第3条 支援金の額は、30万円とする。ただし、交付対象者が、次の各号に定める要件を全て満たす場合は、50万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき50万円を加算する。

- (1) 交付対象者を含む2人以上の世帯員（以下「2人以上の世帯員」という。）が、移住元の住民票において同一世帯に属していたこと。
- (2) 2人以上の世帯員が申請時の住民票において、同一世帯に属していること。
- (3) 2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に本市に転入したこと。
- (4) 2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
- (5) 2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 2人以上の世帯員がいずれも、防府市税を滞納していないこと。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、防府市テレワーク移住支援金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 本人であることを確認することができる書類

(2) 就業証明書（第2号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する対象者要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるもの

2 前項の場合において、前条ただし書の規定による額の支援金の交付を申請しようとする場合は、前項各号に掲げる書類のほか、前条各号に掲げる要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるものを添えなければならない。

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を防府市テレワーク移住支援金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、防府市テレワーク移住支援金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、防府市テレワーク移住支援金返還請求書（第5号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得な

い事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等が明らかとなった場合

イ 支援金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。
- 2 令和5年6月22日以前に本市に住民票を移した者については、なお従前の例により取り扱うものとする。